

あいちトリエンナーレ 2013 交通広告業務委託プロポーザルに関する質問と回答について
(Vol. 2)

質問

Q 1 見積書、参加申込書について、本社が他県に属している場合、事業所長の捺印等に対応可能ですか。その場合、本社の委任状など必要ですか。

回答

A 1 委任状は必要です。但し、愛知県の24, 25年度入札参加資格者名簿に事業所長名で登録してある場合は、上記の事業所長の捺印のみで構いません。

質問

Q 2 見積書についても、別紙1の様式で、7部提出が必要ですか。

回答

A 2 見積書も7部（正1部、副6部）を提出してください。

質問

Q 3 提案する媒体が先着決定で決まってしまった場合、その場合枠の企画変更などの対応は可能ですか。

回答

A 3 受託業者が決定後、仕様についてトリエンナーレ事務局と調整等行います。その際に、やむを得ない理由がある場合は、提案内容と同等の内容に変更することは可能です。

質問

Q 4 掲出素材は何がありますか。B1 ポスター、B2 ポスター、B3 ポスター、A4 リーフレット、デジタルサイネージ用の素材はありますか。

回答

A 4 B1サイズのポスターは必要部数をあいちトリエンナーレ事務局から支給させていただきます。A4サイズのリーフレットにつきましては、受託業者とあいちトリエンナーレ事務局との調整の上、提供することは可能です。その他の提出素材については、受託業者において手配をお願いします。

質問

Q 5 タイアップ等により拡大していくことは可能ですか。

回答

A 5 可能です。但し、国際芸術祭という点を考慮してください。